

# 新型コロナウイルス施策一覧

## 融資関連～日本政策金融公庫・商工中金～

※赤字は令和2年度第2次補正予算の成立により上限が拡充されたものです

### 施策一覧

種類	内容	返済期間	要件	特徴
①新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	【国民生活事業】 融資上限：8,000万円 金利：当初3年0.46%(上限4,000万円) 以後1.36% 【中小企業事業】 融資上限：6億円 金利：当初3年0.21%(上限2億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近1ヶ月売上が前年又は前々年同期比▲5%以上  ※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合 (①③⑤共通) 直近1ヶ月売上が次のいずれかと比較して▲5%以上 ①過去3ヶ月(直近1ヶ月含む)の平均売上 ②令和元年12月の売上 ③令和元年10月～12月の平均売上	・低金利 ・無担保 ・別枠融資  ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：8,000万円 金利：当初0.46%(上限4,000万円) 以後1.36%	【振興計画認定の組合員】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【組合員以外】 設備資金：20年以内	直近1ヶ月売上が前年又は前々年同期比▲5%以上 ※生活衛生関係事業者限定 (宿泊業、飲食業、理美容業等)	・低金利 ・無担保 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
③衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：1,000万円※運転資金のみ ※旅館業は3,000万円 金利：1.91% (振興計画認定有：1.01%)	7年以内	直近1ヶ月売上が前年又は前々年同期比▲10%以上 ※旅館業、飲食店営業、喫茶店営業限定	・3業種限定の別枠融資
④商工中金危機対応融資 (商工中金)	融資上限：6億円 金利：当初3年0.21%(上限2億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近1ヶ月売上が前年又は前々年同期比▲5%以上	★当初3年間の金利について特別利子補給対象
既存の借入との借換 (日本政策金融公庫・商工中金)	【金利引下げ・実質無利子化の限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：2億円 国民事業：4,000万円 商工中金：2億円 【借換限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：6億円 国民事業：8,000万円 商工中金：6億円 ※新規融資と既存借換額の合計額が限度	対象となる新規借入に準ずる (①②④)	対象となる新規借入の要件に準ずる 【対象となる新規借入】 ①新型コロナウイルス感染症特別貸付 ②生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ④商工中金危機対応融資	既存の借入との借換により、総額での金利引下げ等が可能となる

※国民事業における利子引下げ、特別利子補給は①②④全体で借入額4,000万円が限度

# 新型コロナウイルス施策一覧

## 融資関連～民間の金融機関等～

※赤字は令和2年度第2次補正予算の成立により上限が拡充されたものです

施策一覧				
種類	内容	返済期間	要件	特徴
⑤セーフティネット保証4号 (民間金融機関)	借入の100%を信用保証協会が保証  保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑥セーフティネット保証5号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲20%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲20%以上  ※全都道府県対象	保証料の補助は各自治体による  ★保証料ゼロ・無利子対象
⑥セーフティネット保証5号 (民間金融機関)	借入の80%を信用保証協会が保証  保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※保証枠は⑤セーフティネット保証4号と共有	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲5%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲5%以上  ※R2.5.1以降全業種対象	保証料の補助は各自治体による  ★保証料ゼロ・無利子対象
⑦危機関連保証 (民間金融機関)	借入100%保証 保証限度額 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	通常の借入に準ずる	①直近1ヶ月売上が前年同月比▲15%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上が前年同月比▲15%以上	保証料の補助は各自治体による  ★保証料ゼロ・無利子対象
実質無利子となる融資 (民間金融機関)	⑤セーフティネット保証4号、⑥セーフティネット保証5号、 ⑥危機関連保証と連動した実質無利子となる融資  融資上限額：4,000万円 担保：無担保 金利：通常金利(★当初3年間の特別利子補給対象) 保証料：全額補助または半額補助	10年以内 (内据置期間5年以内)	⑤セーフティネット保証4号・5号 ⑥危機関連保証 に連動	既にセーフティネット保証または 危機関連保証での融資を受けている場合は再度手続きが必要  ★認定書の有効期限 R2.8.31まで延長している為、 取り直し不要
新型コロナ特例リスク スケジュール	一括して既存借入の1年間の元金返済猶予申請が可能 手順 ①中小企業再生支援協議会へ相談 ②特例リスクスケジュール計画策定(支援有り) ③毎月の資金繰りを継続的にチェック ※①～③における費用は原則不要		直近1ヶ月売上が前年又は前々年同月比 ▲5%以上	原則費用負担無しで中小企業 再生支援協議会による債 務のリスクスケジュールが可能

# 新型コロナウイルス施策一覧

## 税金関連等

### 施策一覧

種類	対象税目	内容	要件	特徴
納税猶予	国税 法人税、消費税、 所得税など(印紙税 除く)	税務署へ申請し、1年以内 で納税を猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年2月以降納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において 売上が前年同期比▲20%以上</li> <li>・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無い</li> <li>・本来の納期限から6ヶ月以内に申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間中は延滞税免除</li> <li>・財産の差押えが猶予</li> <li>・無担保</li> </ul>
固定資産税減免 (2021年分)	固定資産税	設備・建物に係る固定資産 税を1年分減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.2月～10月のうち、任意の連続する3ヶ月分の売上が 前年同期比▲30%以上50%未満→半額減免</li> <li>前年同期比▲50%以上→全額減免</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村へ申請が必要</li> </ul>
テレワーク促進税制 (既存の税制の後押し)	法人税 所得税	テレワークに必要な設備投 資をした場合、設備の即時 償却又は取得価額の最大 10%の税額控除 (資本金3,000万円超の法 人は7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金1億円以下の青色申告法人</li> <li>・対象資産（全て新品） テレワークPC、テレビ会議システム、勤怠管理システム等 (資産要件)</li> <li>遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 (金額要件)</li> <li>器具及び備品：1台30万円以上</li> <li>ソフトウェア：1つ70万円以上</li> <li>※従前の設備類型とは別枠での類型（C類型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等経営強化法の 経営力向上計画の認定が 必要</li> <li>※計画申請の際、経済産業 局によるデジタル化設備に関 する確認書が必要（設備取 得前）</li> </ul>
社会保険料換価猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以 内の範囲内で各月に分割し て納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時納付により事業の継続等を困難にする恐れがあると認められること</li> <li>・猶予申請以前の社会保険料の滞納、延滞金が無い</li> <li>・本来の納期限から6ヶ月以内に申請</li> <li>・猶予相当額の担保提供があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間中は延滞金の一 部が免除</li> <li>・財産の差押えが猶予</li> </ul>
社会保険料納付猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以 内の範囲内で各月に分割し て納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を廃止または休業したこと</li> <li>・申請前の1年間において、その前年の利益額の1/2を超える損失（赤 字）が生じたこと</li> <li>・要件に該当する事由発生後速やかに申請</li> <li>・猶予相当額の担保提供があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猶予期間中は延滞金の全 部または一部が免除</li> <li>・財産の差押えが猶予</li> </ul>
法人税繰戻還付	法人税	欠損金が生じた場合、前年 度に納付した法人税の還付 請求ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告法人で、前年度から連続して青色申告書を提出</li> <li>・資本金1億円以下の法人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金1億円以下の範囲 を10億円以下に拡大</li> </ul>

# 新型コロナウイルス施策一覧

## 給付金・補助金等

※赤字は令和2年度第2次補正予算の成立により新設されたものです

### 施策一覧

種類	内容	対象事業者	要件等	特徴													
国の持続化給付金	事業全般に使える給付金を支給 【給付額】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%以上の月の売上×12か月） 【限度額】 法人：200万円 個人事業者：100万円	資本金10億円以上の法人以外 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象	売上が前年同月比▲50%以上 比較対象の売上 2020年1月～12月の任意月(選択可)	・WEB申請、完全予約制による窓口申請 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a> ・申請後2週間程度で給付予定													
I T 導入補助金	感染症の影響を乗り越える為、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等を含めた I T ツール導入を支援 【補助額】30万円～450万円 【補助率】 C類型-1：2/3（顧客への製品供給の継続の為の I T ツール） C類型-2：3/4（非対面・遠隔でのサービス提供への転換、テレワークの環境整備の為の I T ツール）	中小企業・小規模事業者 ※既存の I T 導入補助金に準ずる	今後の公募スケジュール 通常枠6次・特別枠5次 7/31(金)17時  ※補助金の交付決定前の発注・契約・支払い等を行った場合は補助金の交付が受けられません	・補助率増加 1/2→2/3または3/4  ・補助対象経費拡充 ハードウェアのレンタルも対象													
家賃支援給付金	申請日の直前1ヶ月に支払った賃料をもとに算定 【給付額】法人：最大600万円 個人事業者：最大300万円	資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者  ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども含む	2020年5月～12月において下記のいずれかに該当  ①いずれか1ヶ月の売上が前年同月比▲50%以上  ②連続する3ヶ月の売上が前年同月比▲30%以上	申請期間 R2.7/14～R3.1/15  電子申請  申請要領等の詳細 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者区分</th> <th>支払賃料(月額)</th> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>75万円超</td> <td>50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料×2/3</td> </tr> <tr> <td>37.5万円超</td> <td>25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」</td> </tr> </tbody> </table>	事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)	法人	75万円以下	支払賃料×2/3	75万円超	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」			
事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)															
法人	75万円以下	支払賃料×2/3															
	75万円超	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」															
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3															
	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」															
雇用調整助成金 (コロナ特例措置)	従業員の休業手当の一部を助成 ※R2.4/1～9/30の休業に適用  【助成率】 中小企業：4/5(解雇無しの場合10/10) 大企業：2/3(解雇無しの場合3/4)  ※助成額の上限：日額15,000円	・全業種対象 ・雇用保険被保険者でない従業員も対象 ・新卒者など雇用保険被保険者として継続雇用期間が6ヶ月未満の従業員も対象 (R2.1/24以降の休業のみ)	直近1ヶ月の売上が前年同月比▲5%以上	・申請書類が簡素化（記載項目半減）  ・休業等計画届の提出不要 (R2.5/19より)  ・オンライン申請開始予定													

# 新型コロナウイルス施策一覧

福岡県・福岡市独自の支援策 ※赤字は新たに創設された施策です

## 施策一覧

種類	内容	対象事業者	相談窓口													
福岡県 持続化緊急支援 金	国の持続化給付金の対象とならなかった事業者向けの緊急支援金 【給付額】法人：50万円 個人事業者：25万円（1回限定）  【要件】 2020年1月～申請日の属する月の前月までの期間（対象期間）のうち いずれかひと月の売上が前年同月比▲30%以上50%未満 ※対象期間において前年同月比▲50%以上の月がひと月もないこと ※国の持続化給付金を申請していないこと	個人事業者、法人 ※資本金10億円以上除く  本店が福岡県所在に限る	0570-094894  WEB申請 <a href="https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail">https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail</a>  申請期限：7/31(金)まで													
福岡市 店舗への家賃支 援	緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業要請を受け休業した施設、時短営業した飲食店などの店舗の賃料の8割を補助 【補助額】①令和2年4月7日～5月6日：上限50万円 ②令和2年5月7日～5月31日：上限30万円	中小企業・小規模事業者	092-739-8175 WEB申請 <a href="https://fukuoka-kinkyu.jp/yachin/index.html">https://fukuoka-kinkyu.jp/yachin/index.html</a> 申請期限 ①4/7～5/6分：7/31(金)まで ②5/7～5/31分：7/31(金)まで													
福岡県 家賃軽減支援金	申請日の直前1ヶ月に支払った賃料をもとに算定 【給付額】法人：最大60万円 個人事業者：最大30万円 <table border="1" data-bbox="427 986 1294 1281"> <thead> <tr> <th>事業者区分</th> <th>支払賃料(月額)</th> <th>給付額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td>75万円以下</td> <td>支払賃料×1/15</td> </tr> <tr> <td>75万円超 225万円以下</td> <td>5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人事業者</td> <td>37.5万円以下</td> <td>支払賃料×1/15</td> </tr> <tr> <td>37.5万円超 112.5万円以下</td> <td>2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」</td> </tr> </tbody> </table> ★北九州市内の「接待を伴う飲食店」、「ライブハウス」を運営する事業者は特例加算有り R.2.6/1～6/18の休業協力要請期間中に事業活動を9日以上休業している場合	事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)	法人	75万円以下	支払賃料×1/15	75万円超 225万円以下	5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」	個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×1/15	37.5万円超 112.5万円以下	2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」	★国の家賃支援給付金の給付を受けた事業者  納税地が福岡県内の事業者限定	WEB申請 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yachin-keigen-fukuoka.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yachin-keigen-fukuoka.html</a>  申請期間 R.2.7/27(月)～R.3.2/28(日)  国の家賃支援給付金の給付決定後に申請可能  ※添付書類に、国の家賃支援給付金の申請画面の添付が必要
事業者区分	支払賃料(月額)	給付額(月額)														
法人	75万円以下	支払賃料×1/15														
	75万円超 225万円以下	5万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/30」														
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×1/15														
	37.5万円超 112.5万円以下	2.5万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/30」														